

各都道府県協会 会長・正会員・事務局長 各位

各部会 会長・事務局長 各位

一般社団法人 日本クレール射撃協会

会 長 高 橋 義 博

競技委員長 佐 藤 和 夫

(* 公 印 省 略)

ランキングの昇格について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る平成 28 年 7 月 16 日（土）から 17 日（日）、花巻市クレール射撃場で開催した夏季本部公式大会において、年度途中の「ランキング昇格」について、当協会関係役員の認識不足と差別的な言動、更には参加されていた他選手達の誤解を招き、当該選手に大変不快な思いをさせてしまった問題がありました。

標記大会終了後、平成 28 年 7 月 28 日に理事会を開き、問題となった「ランキング昇格」について協議し、ルール・手続きを再確認の上、各都道府県協会関係者へ通達を出し、且つ、協会ホームページへも告知することで、各都道府県協会や会員選手への周知と改善に取り組むことを決定致しましたのでご通知申し上げますと共に、「ランキング昇格」に関する経緯と、前述理事会で決定した内容について次の通りご説明申し上げます。

- 1 慣例的に、年度始めに B クラスであった選手が 90 点以上のスコアを記録し、当該選手本人が所属協会長の了承を経て当協会競技委員長宛てに「ランキング昇格申請」を行ない、これが受領され、以後の公式大会へ A クラスで参加できることになっていた。
- 2 ところが、都道府県協会関係者の認識に齟齬（そご）があり、当協会へ「ランキング昇格申請」を行わず、都道府県協会・当該選手間でランキングの昇格を取り決め、運営している実態が存在していた。当然、当協会へ何ら報告はされていない。

3 前述項目1にある慣行自体が、そもそも当協会の競技規定に明文化されていない。
しかしながら、不当な執行部時代（平成21～23年度）に前述慣例が競技規定へ明文化された経緯があり、その際、地方協会へ規定配布、ホームページに掲載されたことで都道府県協会関係者や会員選手の認識に大きな差異が発生した。
平成24年に確定した東京高裁判決に基づけば、不当な執行部が取り決めた事項は全て無効となるが、当時の誤った情報を下に判断した都道府県協会や会員選手には、何ら不当性が無い。

4 前述1～3の経緯を踏まえ、理事会では次の通り決定。

◇理事会決定を基準として、平成28年7月28日以前に行われた公式大会において、
Bクラス選手が90点以上のスコアを記録し、Aクラスへの昇格を希望する場合は、
所属協会長の了承を経て本部へ「ランキング昇格申請」を行なっていただく。
なお、選手本人が昇格を希望しない場合は、Bクラスのままとなる。

◇平成28年7月29日以降、年度途中のランキング昇格は一切認められず、仮にBクラス選手が90点以上のスコアを撃ったとしても、その結果は次年度ランキングから反映される。

従って、夏季本部公式大会（花巻）において競技委員長が判断した通り、Aクラスへの「ランキング昇格申請」を所属協会長の了承を経て当協会へ行っていなかった当該選手は、標記大会へBクラスで参加するのは当然であり何ら不当性はありませんので、大会要項記載の通り、当該選手は当年度の全日本選手権大会出場権（QP）を取得されたこととなります。

既に当協会ホームページへ掲載しておりますが、去る6月28日に行なった平成28年度定時社員総会において「3R宣言書」が採択され、当協会関係者は同宣言書の誓約事項8項目を遵守していくことを決め、誓約事項には、「アスリート・ファースト（選手優先）」を念頭においた競技会・協会運営を行なっていくことが明記されております。

この度の件は、当協会の運営に携わる関係役員への戒めとして、再発防止に取り組んで参りますので、各位におかれましては、所属会員選手への周知についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上